

#### 4 参考資料

### (3) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO<sub>x</sub>・PM法）関連資料

#### ア 自動車NO<sub>x</sub>・PM法概要（計画・対策地域関連部分）

平成13年6月に「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」が、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO<sub>x</sub>・PM法）に改正され、対象物質に粒子状物質が追加されるとともに、同法の対策地域が拡大された。

対策地域については、次の要件を満たしていることを指定の考え方の基本として、国が指定した。

- ① 自動車交通が集中していること。
- ② 大気汚染防止法等による従来の措置だけでは、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の確保が困難であること。

（兵庫県の場合、従来の阪神地域の7市に播磨南部地域の4市2町が追加され、11市2町となった。）

自動車NO<sub>x</sub>・PM法の規定により、対策地域を有する都道府県の知事は、国が定めた基本方針を踏まえ、「自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」を策定することとなっている。

#### 自動車NO<sub>x</sub>・PM法体系図（計画策定関連部分）

